

大川市議会第2回定例会会議録

平成29年6月16日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	馬	淵	清	博	10番	遠	藤	博	昭
2番	古	賀	寿	典	11番	水	落	常	志
3番	箴	島	か	おる	12番	吉	川	一	寿
4番	宮	崎	稔	子	13番	古	賀	龍	彦
5番	龍		誠	一	14番	川	野	栄	美子
6番	池	末	秀	夫	15番	永	島		守
7番	内	藤	栄	治	16番	平	木	一	朗
8番	福	永		寛	17番	岡		秀	昭
9番	石	橋	正	毫					

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	倉	重	良	一
副	市	長	石	橋	徳	治
教	育	長	記	伊	哲	也
会	計	管	理	者		
(兼)	会	計	課	長	堤	稔彦
消		防		長		
(兼)	総	務	課	長	田	中嘉親
人	事	秘	書	課	長	
					馬	淵嘉臣
総	務	課	長			
(併)	選挙	管理	委員会	事務	局長	古賀収

企 画 課 長	橋 本 浩 一
イ ン テ リ ア 課 長	中 島 聖 佳
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柿 添 量 之
都 市 計 画 課 長	池 田 哲 男
上 下 水 道 課 長	古 賀 政 彦
学 校 教 育 課 長	下 川 慎 司
学 校 教 育 課 主 幹	古 賀 美 保 理
監 査 事 務 局 長	木 下 剛

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

1. 一般質問

1. 一部議案質疑、討論、採決

(議案第46号、第47号)

1. 議案に対する質疑

(議案第25号～第30号)

委員会付託

5. 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	3	箴 島 かおる	1. 公共建築物等における木材利用促進について 2. 大川のインテリア製品の販路拡大支援について
7	15	永 島 守	1. 世界文化遺産三重津海軍所跡バッファゾーンについて

午前9時 開議

○議長（川野栄美子君）

皆様おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、3番箴島かおる君。

○3番（箴島かおる君）（登壇）

おはようございます。無所属議員の箴島かおるでございます。通告に従いまして、公共建築物における木材利用促進と大川市のインテリア製品の販路拡大支援について質問してまいります。

国では、農林水産省、国土交通省を中心に国産木材の利用促進を図るため、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律を制定し、国産木材の利用促進を図っております。

大川市においてもこの法律を受けて、平成24年12月に大川市内の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針を公表しております。その方針によれば、「国、県の方針に則し、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資するため、大川市内の公共建築物等における木材の利用促進を図る」としてあります。市の整備する公共建築物として、学校、老人ホーム、保育所、体育館、図書館などを列挙しています。学

校などの公共建築物の建設に当たっては、この方針に沿って「建築基準法、その他の法令に基づく基準により木造化することが困難な場合を除き、木造化を図るもの」としています。法令等により「木造化が困難な場合にあっても、内装等の木質化に努めるものとする。」とあります。

大川市では、中学校の統廃合計画により、現在4校の中学校を2校に統合し、大川中学校と大川南中学校の統合による新設校を大川小学校の敷地内に、三又中学校と大川東中学校統合による新設校を、大川東中学校を建て替えることが決定しております。その2校の新設校は、いずれも鉄筋コンクリートづくりで設計がなされていると聞き及んでおりますが、大川市がみずから宣言した木材利用促進の方針に反してまで、木造化ではなく鉄筋コンクリート製の校舎にするのはなぜでしょうか、その理由をお聞かせください。

次に、大川市のインテリア製品の販路拡大支援について質問いたします。

この問題は、先ほどの公共建築物における木材利用促進とも関連しますが、近年、CO₂削減などの環境問題とも絡めて、環境問題と経済発展のための開発は両立し得るとの観点から、CO₂を吸収し酸素を放出する地球の肺と言える森林を守るために、適切な管理のもとで持続可能な再生産のできる森林から伐採された木材を使うことが世界的な潮流になりつつあります。いわゆる合法木材を数多く使用することで、森林の違法伐採を駆逐してしまおうということです。

そこで、オリンピックなどの国際的なイベントで開催国は、自国では違法木材を使わない、許さないということをアピールするために、合法木材を数多く使う傾向になっております。2012年に開催されたロンドンオリンピックでは、オリンピック関連のポスターや入場券などのチケットなどの紙に至るまで、材料のパルプ材に認証を受けた合法木材を使うということを義務づけるという徹底ぶりだったそうです。日本においても来る2020年の東京オリンピックにおいて、東京オリンピックの組織委員会では持続可能性に配慮した木材の調達基準を定めております。

日本においては、チケットなどの紙類は製紙工場などにおいて認証機関が認定した認証材だけを使ったパルプの調達が困難ということで見送られていますが、家具に使用する木材は調達基準の対象となっております。また、調達基準の中で組織委員会が契約する物品・サービスの提供業者は、認証木材を選択する上で「国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産材を優先的に選択するよう努めなければならない。」

と定めています。

政府がこれだけ国産材に力を入れる背景には、戦後に植林した人工林が森林資源として本格的な利用期を迎えているからです。林野庁の調査では、国内人工林で木材として利用可能なものは、2017年で60%に達する見込みだそうです。効率よく木材を消費する仕組みを構築しなければ林業が衰退してしまい、利用可能な森林資源が手入れされることなく放置され、山野の荒廃につながると懸念しているからだと思います。

政府では、2017年で30.8%だった木材の自給率を、2020年までに50%までに引き上げる目標を掲げております。東京五輪の開催をそのきっかけにしたいと考えています。認証森林がある自治体では、知事や市長が中心となって地場産材のオリンピック施設などの採用を目指してPR活動を強化しているとの報道がある中、新聞報道では、日田市もオリンピック関連施設に日田杉を活用してもらうとともに、ブランド化を進めようと市役所で県や森林組合企業などと協力して勉強会を開いたと報道されました。このような傾向は、今まで述べた理由からすれば、政府は東京五輪が終わった後も国土強靱化の一環として国産材の利用促進を推進し続けるものと思われる。

森林資源こそないものの、木材を主原料とする家具や建具などのインテリア産業が基幹産業である大川市において、このような傾向に手をこまねいて無作為でいることはもったいないと思います。ビジネスチャンスは一義的には個々の私企業が創意工夫をしながら、みずからの努力で獲得するのが当たり前ではありますが、公共分野の調達に大川市の行政機関が日田市などと協力して、国内材の認証木材を使用した家具のPRを積極的に行うとかなどの大川のインテリア製品の販路拡大の支援ができないもののでしょうか。大川市の行政が木材産地の自治体に働きかけるとか、県、国などに働きかけるなどして、その反応を大川のインテリア業界に報告し、検討会などの勉強会を開催できないもののでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

おはようございます。箴島議員の御質問にお答えいたします。

認証木材を使用したインテリア製品の販路拡大につきましては、森林環境保全に配慮し、適切に管理された森林から生産された木材と、その木材に由来する製品であることを証明す

るため、国際的な森林認証制度に基づく認証取得が必要となり、森林の所有者だけでなく、加工や流通など、いわゆる川下の事業者も認証を取得する必要があるとございます。

議員御発言のとおり、森林を有している日田市では、日田材を認証建築資材として売り込むべく、森林認証取得事業者の増加を図っておられます。

大川市においては、認証木材を使用したインテリア製品の需要がどれくらいあるのかわからないため、森林認証を取得している事業者は現在5社にとどまっているのが現状でございます。私としても、認証木材を使用したインテリア製品が消費者からどれくらい求められているのかを見きわめながら、森林資源を有する自治体へ大川市内の認証取得事業者の情報をお伝えするとともに、新たに森林認証取得を目指す事業者に対する支援等を考えてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、インテリア関連業界、県及び関連機関との連携を図りながら、インテリア製品の販路拡大につながる事業に取り組んでまいります。

以上、答弁漏れ等ありましたら自席よりお答えをいたします。

また、公共建築物等における木材利用促進につきましては、教育長より答弁をいたします。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）（登壇）

公共建築物における木材利用促進についてお答えをいたします。

今回の中学校再編で建設予定の2つの中学校校舎につきましては、鉄筋コンクリート造3階建てを計画しております。計画の初期段階から、校舎の木造化について検討してまいりました。しかしながら、耐用年数、建設のための準備期間、建設費、メンテナンス費用などのライフサイクルコスト、防火・耐震性能、風水害が多い地域性等を総合的に検討した結果、鉄筋コンクリート造3階建てが最適であると判断をしたところであります。

議員御指摘のとおり、本市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針では、「原則として、すべての低層の公共物について木造化を図る」として、そして木造化することが困難な場合にあっても、内装化等の木質化に努めるとしております。また、大川市教育大綱においても、目指す人間像の一つに、「大河にはぐくまれた木の香るふるさとの伝統文化を継承し、人、社会とつながるひと」を掲げております。木の香るふるさと大川らしい学校づくりのため、木が持つ香り、柔らかな手ざわりや温かみを生かし、ふるさと学習を初め、

木育への取り組みが実践できる教育環境整備として、内装等の木質化に最大限努力していく考えであります。

以上、答弁等漏れがございましたら自席より答弁をさせていただきます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（笹島かおる君）

御答弁ありがとうございました。

順番からいくと建築のほうから先に行かせてもらおうと思いますが、先ほど教育長がお答えになった分は、何か全てにおいて入っているみたいなので、金銭的な部分も入るんですか。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

答弁したように、コスト的な部分も多少入っていると。ただ、それだけではございませんで、さまざまな要因によって総合的に判断したということでございます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（笹島かおる君）

金銭的な理由の、それで耐久性も考えてあるんですかね。それと、火災とか、建築3階建てということで、そういう建築基準法で建設できないということですかね。お答え願ってよろしいですか。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

建築基準法等には合っておりますが、先ほど言いましたように、さまざまな要因で最適であると判断したわけでございます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（笹島かおる君）

さまざまな要因ということは、さっき私が3つぐらい言いましたけれども、金銭的な問題、

それと耐久性の問題、それから3階建ての建築基準法の、そういったものが全面的に入っているのかなど、今、私一人思っているんですけど、「さまざまな」がクエスチョンであるので、どういったものがさまざまなのかをちょっとお答えいただいでよろしいですか。

○議長（川野栄美子君）

教育長。

○教育長（記伊哲也君）

さまざまなということで、先ほど壇上で説明したように5点ほど言っておりますが、もう一度復唱いたしましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

耐用年数、建設のための準備期間、建設費、メンテナンス費用などのライフサイクルコスト、防火・耐震性能、最後に風水害が多い地域性でございます。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箴島かおる君）

今、教育長から、まず耐震性というのが言われましたけれども、耐震性、耐久性がない、そういったものも含んで言われたんですけど、私、これ全部言わないといけないような状況になります。大川市の場合は、鉄筋コンクリートが全てとおっしゃいますが、鉄筋コンクリートが全てじゃないと思うんです。まずは金額的な理由から言いますと、木造構造が高つくのはわかります。国が国産木材の利用促進を推し進めるからには、校舎を国産木材による木造構造で建設するとなれば、文部科学省や林野庁からの補助金の上乗せもあると思うのですけれども、そのことは当然計算された上でのことだと思いますけど、大川市の負担はどれくらい違うのでしょうか。お答え願っていいですか。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課、古賀主幹。

○学校教育課主幹（古賀美保理君）

文科省からの補助金制度がございます。どのくらい違うかということですが、例えば文科省の補助金で言いますと、木造化にした場合には建築単価に2.5%の上乗せをすると。木質化ということになると、それにまた2.5%、これはエコスクールとして認定を受けた場合ということになっております。金銭的にまだ設計もでき上がっておりません。きちんと計

算はできておりませんが、パーセントでいくとそういう補助の上乗せがあるということです。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箴島かおる君）

今のは木造化で2.5%上乗せ、そして木質化だったらさらに2.5%上乗せと。単純計算して5%ですね。それだけ上がります。そういったものが、つくるといふことであれば2.5%上乗せ、これはすごく大きいと思うんですけども、私が一番言いたいのは、中学校で学ぶ生徒たちがそこに通うのはたった3年間ですよ。大川市で生まれ育つ子供たちは、今後何十年にわたってその校舎で学び育っていくことを考えると、一概に高過ぎるとは言えないのじゃないかなと思いますし、教育投資はさまざまな公共投資より投資効果は高いと言われることからすれば、一概に建設費用が高過ぎるといふのも懸念されておりますので、高過ぎるとばかりは言えないのではないかと思います。やっぱり今からの次世代の子供たちにはしっかりと勉強してもらいたい、教育費には力を入れていかないといけないと私は思っております。

そして、先ほど言ってありましたけれども、途中でわからんごとなりましたね。一概に建設費用が高過ぎるとは言えないということをお前は言いましたけれども、これに対して古賀主幹はどう思われますか。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（古賀美保理君）

先ほど教育長が答弁をいたしましたライフサイクルコストということで、建築時にはそういうことで負担金なり交付金なりがいただけるということでございまして、その後の耐用年数ですね、そちらについては、文科省の資料によりますとということですが、鉄筋コンクリートづくりの場合は約60年ぐらいと。それから、木造の場合には二、三十年ということが出ておりますので、建設時には余り変わらない費用がかかったとしても、耐用年数、それから途中のメンテナンス等ですね、そういう費用をいろいろ計算してみると、比較すると、鉄筋コンクリートづくりのほうが安く上がるのではないかとということでした。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箴島かおる君）

鉄筋コンクリートに比べて、木造の耐久性が低いとばかりは言えないのではないのでしょうか。木造建築で1,000年以上も風雪や地震などの災害を耐え抜いた法隆寺などもありますよ。数百年を経た今でも端正なたたずまいを感じさせる神社・仏閣は、日本国中のあちこちに現存しております。

大川市においても、築50年くらいでひび割れなどを生じた鉄筋コンクリートの建物がある一方で、数百年以上前に建立された風浪宮を初めとして、大川市内のあちこちに散在しております。大型建築物となると、案外鉄筋コンクリート構造よりも木造のほうが強いとさえ言えるのではないのでしょうか。どう思われますか。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課、古賀主幹。

○学校教育課主幹（古賀美保理君）

確かにおっしゃるとおりだと思います。吉原家住宅とかもございますし。ただ、一般的に物すごくいい材質といいますか、例えば、柱であれば大きい柱を使ってあったり、特別な材料を使ってあるのではないかと思います。一般的に比較すると、鉄筋コンクリートづくりのほうがということをお願いしたところでございます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（笹島かおる君）

先ほど柱とかいうふうな話もお聞きしましたが、木材は有機物なのでよく燃えて、燃え尽きてしまいます。しかし、それは断面積が小さい場合の木材、先ほど言ってあったように小さいのだったらですね。木材もある一定以上の断面積があれば、表面は燃えて炭化するものの、中心部は意外と燃え尽きてしまわないものなんです。木材を燃料として使用する場合、まき割りなどをして断面積を小さくしてまき木として使用しますが、大きな断面積の木材は燃え尽きてしまうのに時間がかかります。

御存じだと思いますが、国土交通省は、平成23年から25年にかけて計3棟の3階建ての木造校舎を実際に燃やして、火災の発生や燃え広がり方、上階への延焼の様子などを検証する実験を実施しております。その結果、一定の要件を満たせば児童・生徒が安全に避難できるように、火災発生1時間は倒壊しないような構造にすることで、3階建ての校舎は耐火建築物でなければならなかったのですが、準耐火構造の建築物にすることができるように建築基

準法が平成26年6月に改正されております。柱や、はりの構造材に不燃処理をしていない一般の木材が使用できるようになっております。そのようなことから、木造校舎は火災時に危険があるとの懸念はなくなったと言えるのではないのでしょうか。いろいろ一定の要件を満たしたりなんかすれば、木造は大丈夫ですよと言ってあります。いかがでしょうか。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課、古賀主幹。

○学校教育課主幹（古賀美保理君）

議員おっしゃいましたとおり、3年間、たしか1回に3億円ぐらいの実物大の校舎を建てられて3回燃やされたというふうな情報かと思います。

そういうことをされて建築基準法の改正となっておりまして、議員がおっしゃいますとおり、木造の建築がクリアしなければならない防火に対する基準は緩和をされておるといふところだと思っております。学校のような大きな建築物でも法律の規制上は建てやすくなったということではあるとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、耐用年数に関してはまた別に考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（笹島かおる君）

子供たちの環境に留意することなんですけど、やっぱりそういった環境に恵まれた子供たちがその中ですくすくと育つ中に、そういった建物の環境というのは必要ではないかと私は思います。

それで、ちょっと記事を見たんですけれども、木造化で建てられた建築物はそういった花粉症が激減しているとか、いろんな体質改善ができたとか、子供たちにいい環境で勉強してもらおうということが、ここで改めて私は感じさせられたところなんです。

大川市内の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針というのをこういうふうにして私見させてもらったんですけれども、これだけ国や県が言っていることに対して、この「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築にあたり、構造耐力上主要な部分に木材を利用することをいう。」という、木造化というのはそういうふううたってあります。これは、大川市がこれを書いてあるんですよね。だから、私はどうなのかなと。書いてあるのは、ただこれは書くだけなのかということをお願いいたします。せっかくだったら、この大川

市内の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針ってわざわざこれ——これはただ書いただけですか。お答え願います。

○議長（川野栄美子君）

学校教育課、古賀主幹。

○学校教育課主幹（古賀美保理君）

まず、前段で言われました木材利用の効果ですね、これについてはもう御存じのとおりですけれども、子供たちのストレスを緩和させ、授業での集中力が増す、そういう効果があると。また、内装が木質化された校舎では、非木質化に比べて教室を広々と感じ、校舎内での心地よさ、または自分の居場所などをより感じて生活することがうかがえると。そのほか、インフルエンザの蔓延が抑制される傾向も見られると。また、結露をしないということで、転んでけがをする子供たちが少ない、足に負担がかかる割合も少ないということデータをとりとられているとっております。

大川市におきましては、市の方針の中で、第3番の木材の利用の目標というところで、低層の公共物について木造化を図り、市民の目に触れる機会が多い部分を中心に内装等の木質化を図るというふうになっております。

また、その根拠となる公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の趣旨では、木材の利用を促進し、木材の適切な供給と利用の確保を通じた林業の発展、森林の適正な整備、木材自給率の向上が目標となっているところです。

中学校の建設におきましては、内装の木質化に努めたいというふうに思っているところです。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箆島かおる君）

確かに木質化も木に関する建物ではありますが、ここでは木造化ということをしかりうたっているじゃないですか。だから、そういうことで私は質問をさせていただきました。

中の内装を木質化されるというのは本当にありがたいことです。さらに、なおさらもっといい、大川市の自慢できるような学校をつくろうかというような気持ちにはならなかったんですか。大川市は木材とか木に関することが、これだけの業者さんがたくさんいらっしゃって、それが大川市で実現できないというのは何か悲しいですね。内装だけじゃなくて外から

見ても木造化というのが実現できたら、よそから見学に来られると思いますよ。見学してもらうためにつくるんじゃないで、一番は子供たちのためなんです。子供たちにやっぱりそういう環境をぜひつくっていただきたいという思いで私は質問しております。

今、3階建ては、できないことはないということを先ほど言いましたけれども、それなりの資材を上手に使えば木造化は絶対できます。

主幹にいろいろと質問をいたしました、大川市内の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針というのがこの分ですね。私はこれに対して余り――後でこれを調べていてこういうことを見つけたんですよ。大川市がこれだけのことを言っているなら、これに沿ったもので努力すべきなんですよ。私はそう思います。

この方針というのは、行政にとっては縛られることない、これは必ずしも守る必要のない単なる努力目標を行政用語では方針というのでしょうか。どんなでしょう。どなたでも結構ですから、私にわかるように説明していただけますか。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

方針の定義については後で事務方が説明すると思いますが、これは今、学校の方針では、原則として低層階というふうに定められておまして、先ほど教育長が答弁されましたように、3階建てにするので、余り重箱の隅じゃないですけども、3階建てというのは原則として低層階というところから、方針の中では外れているんだらうというふうに思っておりますが、これは教育委員会の主管ですから、私が余り言い過ぎるとよくありませんが、何より大事にしないといけないのは子供たちの命であります。そして、我が大川市には余り高層建築物がありません。にもかかわらず、私たちが一番恐れている災害は、地震ではなくて水害なんではないでしょうか。

きのう、いみじくも池末議員のスーパー台風のお話もございましたけれども、台風、水害に耐え得る、そして、万が一、万々が一起きてほしくないですけども、洪水が起きたときにはやはり3階建てが必要なのではないかと。子供たちの命、そして地域住民の避難所となる中学校は、そういう安全性をまず第一に考えないといけないということは強く思いますし、コスト面は先ほどからお話をしておるとおりでございます。

議員おっしゃるとおり、木の香るまちをつくっていかないといけない、木の香りを感じな

がら子供たちを育てていくというのは、もうおっしゃるとおりでございまして、それはインテリア、まさにインテリアによって子供たちに木の香りを感じていただきたいという思いは強く思っておりますが、構造なりエクステリアについては、やはり安全性が第一なのではないかなというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（中島聖佳君）

今、箴島議員からお尋ねのありました基本方針という分ですけれども、国の法律、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律でございまして、こちらを準じた形で定めるような形になっておりまして、この中で木材利用の目標等を内容とする方針を定めることができるという形になっております。ですから、基本的には努力をやっていくという形の部分は最低限必要であるということになるかと思えます。

ただし、物理的な部分もいろいろそれぞれの建物において検討する中では難しいという判断が下されることもあるかと思えますので、そのあたりについては方針という形の部分が法律的な形で縛るという形ではないと認識しております。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箴島かおる君）

済みません。もう一度説明してもらってよろしいですか。ちょっと最後のほうが尻切れとんぼみたいだったので。

今、木材のいろんな方針でということを書いてありますが、何か本質的に一番のどこがどうなったのかというのを、もうちょっとはっきりと書いてくれませんか。よろしくお願ひします。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（中島聖佳君）

一応最後の部分ということですが、こちらについては、公共建築物の改修や再整備の際には、種類や用途、構造、コスト面等も考慮して木造化、木質化を進めていくという形になるかと思えます。（「済みません。マイクをもうちょっとくっつけてもらっていいです

か」と呼ぶ者あり) あっ、済みません。

この方針におきまして、公共建築物の改造や整備の際には、種類、用途、構造、コスト面等も考慮して木造化、木質化を進めていくという形の内容になっておるかと思えます。これにつきましては、県下全ての自治体が同様の方針を現在は策定している状態でございます。法律的な形でこれを縛るという形ではないと認識しておりますけれども、基本的には努力していく必要があると思えます。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箴島かおる君）

今、縛るんじゃないと言うんですけれども、縛るんじゃないというのは、そういうふうに私は言っているんじゃないんです。せつかく大川市内の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針、これをうたっているなら、何でこれに対して努力をされないのかって私は言っているんです。——こんな大きい声出さんで、もっと静かに言ったほうがいいでしょうかね、済みません。

とにかく、やっぱりがんじがらめにしたらいかんと思うんです。大川市はこういった産業のまちなんですよ。産業のまちで、この大川市は木材、これだけの流通があっている中に、鉄筋コンクリートの3階建てが建って、3階建て結構ですよ。でも、3階建ても木造ではできますよと言っています。水害を一番懸念されておりますが、今、水害もそんなされていましてけれども、堤防もいろんなところでしっかりとガードされていますよ。めったなことで大川市は水が入らないような状況になっております。そのために努力されていると思えます。国交省も頑張っております。だから、その水害を懸念するからとかいうことばかりじゃいけないと思えます。

一番は、大川市の子供たち、私たちの大事な宝物をいかに健康に過ごさせるか、いい環境で過ごさせるか、これが一つなんです。私はこれを言いたい。これを考えていただきたいと思うんです。学級で、今、キレルという子供たちがたくさんおります。給食センターもできました。給食センターで栄養のバランスを考えていただきました。そういう子供たちが少しでも少なくなるように、そういう子供たちがいないようにというためにも、私も給食センターのほうは大賛成で、一生懸命やらせていただきました。今度は建物ですよ。今度、建物が32年にでき上がるんだったら、いい環境をつくってあげたいというのが、せめてもの私たち

の残された宿題だと思うんです。だから、そういうことを言わせていただいております。

嫌なことを随分言わせていただきましたけれども、私が言いたいのは、木材利用促進の方針というのが努力目標だとしても、学級建設に当たり木造化の努力をされたのだろうかということなんです。先ほども言うておりますように、壇上でも言いましたけど、大川市が定めたといいますか、発表した方針には、「公共建築物を設置するものは、この方針に沿って建築基準法、その他の法令に基づく基準により木造化することが困難な場合を除き、木造化を図るものとし、木造化が困難な場合にあっても、内装の木質化に努めるものとする。」とあります。

じゃ、この方針どおりであれば、法令上木造化が困難でなければ木造化を図るのが当然だと思われま。す。「図る」という日本語は、義務ではなく努力するという意味だと言え。ばそのとおりです。それなら、教育委員会では真剣に校舎の木造化を図られたのかと言いたいので。す。

ことし3月に示された大川市統合中学校校舎等整備計画案には、中学校建設について事細かに計画が示されているにもかかわらず、木造にするのか、鉄筋コンクリートにするのかなどの校舎の構造には一言も触れられておりません。その中には、将来の用途変更も考慮した汎用性の高い構造にするとか、学校教育における生きた教材として、環境問題についての認識を深められるよう省エネ等を取り入れ、環境への負荷を低減できる施設整備を行うとあります。それから、木の香り漂う木工のまちとして、やわらかな手ざわりや、やわらかみを感じられる木材等の使用に努めるものとする。先ほど教育長も何遍もおっしゃいましたけれども――などが書かれていますが、これらの文言は、どう見ても木造構造の特徴を述べたと思われる文言ですが、実際に採用されたのは鉄筋コンクリート構造です。最初から木造構造は考えず、鉄筋コンクリート構造ありきであったのではないのでしょうか。

大川市は木材を主原料として、木材がなければ成り立たない木工業のまちです。木材の利用技術や加工技術においては、他の市町村に比べて格段にすぐれているはずなんです。多くの大川市民が木と親しんで育ってきました。大川市の新設の学校が木造でつくられたならば、木工のまちのイメージと相まって注目を浴びることは必至だろうと思いますし、日本中の新設校の20%近くが木造構造で建設される潮流の中で、何で大川市の新設校は鉄筋コンクリート構造なのかと私は思っています。

文部科学省の発行した「木材を利用した学校施設づくり促進の取組」によれば、木造化の

利点として、木造の校舎はコンクリートと比較して熱容量や熱拡散率が小さいため、木造の教室の床、壁、鉄筋コンクリート構造の教室と比べて温まりやすく、室温と床表面の温度差が少ない。木材の調湿機能により、冬の乾燥期でも40%を下回らず、梅雨どきでも60%程度の湿度しかないので、夏季でもエアコンの使用が減らされる。子供たちのストレスを緩和させ、授業での集中力を増す効果がある。先ほど主幹がおっしゃっていましたが、インフルエンザの蔓延が抑制される傾向もあるなどの記述が見られます。

私は、中学校の統合協議会を開いて、学校名や制服、校歌、校章、それから校訓、学校指定用品等の選定に委員の意見を聞くのではなく、学校の構造を木造化にするのか、鉄筋コンクリート構造にするのか、木質化を図るのかなどが一番肝心なことは委員の意見を聞いてほしかったと思います。私は工期をずらしてでも、新設2校の中学校の建設工法を見直してもいいと個人的には思っておりますが、諸般の事情から工期をずらすことができないことは私にも理解できます。

この問題はこれ以上質問しても進展はないと思いますので、次の質問に移ります。

大川のインテリア製品の販路拡大支援の問題に移りますが、前向きな御答弁ありがとうございました。

つい先日、5月20日に合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律、いわゆるクリーンウッド法が施行されました。これまでの国等による環境物品等の調達に関する法で、国の調達する木材等は合法的に伐採された木材であることの確認が求められていましたが、この政府調達等の取り組みを民間取引にまで広げることを定めた法律です。

このクリーンウッド法によれば、木を取り扱う家具製造などの木材関連事業者は、大川市の木に関するインテリア事業所のほとんどが木材関連事業者になるようですが、この木材関連事業者は、ベニヤ板を含む木材を調達する際には合法性の確認が必要となります。大川のインテリア産業のほとんど全てが対象となりますので、その合法性の確認を行うのが大きな問題だろうと思います。

この件は事前に通告しておりませんでした。インテリア課長、御存じでしたでしょうか。御存じでしたら、このクリーンウッド法についてのその概要を教えてください。

○議長（川野栄美子君）

インテリア課長。

○インテリア課長（中島聖佳君）

ただいま箴島議員のほうからおっしゃられた合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律、通称クリーンウッド法ですが、こちらのほうは平成28年5月20日に施行がなされました。

同法においては、国内もしくは木の原産国の法令に適して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的とするものでありまして、同法では、おっしゃられたように政府調達のみならず、民間事業においても全ての事業者が合法伐採木材を利用するよう努めることが求められるものとなっております。

合法木材の証明につきましては、認証木材と同様に合法性と持続可能性が担保された森林から産出されたことの証明が必要となります。

概略としてはそういう形になると思います。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（箴島かおる君）

ありがとうございます。事前の通告なしで突然質問いたしまして申しわけございません。

いずれにしても、これからそれぞれの業界、団体で調達木材の合法性の確認方法をどのようにして実施するか検討がなされると思います。その際に、国産材の利用調達の促進を求められるかどうかは判然といたしませんけれども、大川のインテリア産業は、針葉樹を中心とする国産木材をどのようにその生産や流通形態に組み込んでいくのか対応を迫られます。そうなれば、国産材の生産地である日田や八女などの木材産地との連携もぜひとも必要となります。必要になっていくかと思います。行政側からの支援もぜひよろしくお願いいたします。

これに関して、市長はどう思われますか。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

国産材なり県産材を使用するということが、また、それを促進していくことは、私は2つ大事なことがあるかと思っております。1点目は先ほど議員おっしゃられたように、我々はインテリア産業のまちでございます。木材を利用しているので、森林を大事にしていけないといけない。これはそのとおり。そしてもう一つは、川下におりますので、川上の山がしっかりしていないと、川下、そして海ということにつながってきますので、そういう意味

でも川上にある森林を大事にしていけないといけないと。

なおかつ、それを活用して我々大川のインテリア産業を進めていけないといけないということで、私としては、ここでは自治体の個別名は申し上げませんが、幾つかの県内の森林をお持ちであって、そして人口がふえておるような首長さんには、山をお持ちでしょうと、我々は技術を持っていますと。ぜひ連携をさせていただいて、何らかそういう、例えば向こう側の学校の什器を、我々が向こうの森林を材料としていただいitつくとかということができませんかねという投げかけは、直接、首長同士でお話をさせていただいておりますが、一番大事なのは、やっぱりこれは事業者の方がしっかりとそれに応えていく体制をとっていくということもありますし、向こう側は材料の提供者であると同時にお客様になるわけですから、向こう側の御理解もいただかないといけないということで、これは少しやっぱり時間がかかるかなと思いますが、議員がおっしゃられるように、森林をお持ちの自治体の首長には、会うたびに私たちは技術がありますと。木はありませんけど、技術はありますということで常々お伝えをしておりますし、今後ますますそういう発言というか、お伝えは強めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野栄美子君）

3番。

○3番（笹島かおる君）

ありがとうございます。市長の思いは十分に私、受け取らせていただきました。確かにそうですね、大川の技術をいかに世界に、日本に知らせるか、それは確かに業者さんたちがそれなりに頑張っておられることもあるんでしょうけれども、そのきっかけというきっかけを、市長なり、それからインテリア課長さんたちあたりの皆さんたちの努力のおかげで、そこにつながるというのが、ここにいい関係が誕生するんじゃないかと。そういうことになれば仕事もつながってくるし、そして大川市の技術もアピールすることができるし、一石二鳥だと思います。どうぞこれからも、こういったので大川市の企業がこれだけの技術を持っているということをアピールされているということを今さっきお聞きしまして、本当にうれしく思っております。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻は10時10分といたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時 休憩

午前10時10分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、15番永島守君。

○15番（永島 守君）（登壇）

皆さんこんにちは。大変御苦労さまでございます。いよいよ最後の質問者となりました。いましばらく御辛抱を願いたいと思います。

既に皆さん方御案内のとおり、やっとうして大川市議会に待望の初女性議長が誕生したわけでございます。川野議長には、議長就任、心よりお祝いを申し上げる次第であります。

今日まで多くの政治に対する有識者が待ち望んでまいりました、行政にまさる権能と経験、さらには指導力に富んだ議会の運営、議員知識向上と議会の正常化、国民の血税によって賄われている私どもの議員必要経費とその費用対効果を一刻も早く果たさなくてはなりません。川野新議長の経験と、そして、力強い指導力を発揮いただきますよう、市民ともども心より大いに期待をするところでございます。

さて、このたび通告いたしておりましたユネスコ世界文化遺産登録をなされております三重津海軍所跡、コアエリアとバッファゾーンにつきまして、行政の見解を求めてまいりたいと思っております。

まず、佐賀市と大川市間で協議の上、設定された世界文化遺産登録、三重津海軍所跡の環境保全のため設けられたバッファゾーンについて、大川市はどの程度理解と認識がなされていたのか、ただ、周辺環境の影響評価、環境アセスメント等をも無視し、重要事項説明のないまま、何の資料をもとに、何の異論もなく、農業振興地域除外の委員会審議が済まされたのか、また、このような当該事案の重要性をどのように認識されてなされているのか、余りにも無責任と言わざるを得ない。市民にかわり、農業委員会審査の必要資料、重要事項説明等について見解を求めてまいりたいと思います。

以上で壇上からの発言を終わらせていただきまして、質問席によって必要に応じお尋ねをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

永島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、世界遺産登録について、どういった認識を持っているかという御質問でございますが、まず、世界遺産につきましても、過去から現在へと引き継がれ、さらに未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産であるということは認識をしているところであります。

また、平成27年7月に世界遺産登録がなされました「明治日本の産業革命遺産」三重津海軍所跡につきましても、その際、本市の大野島地区の一部が、早津江川を挟んで世界遺産の構成エリアに含まれることから、本市としても登録の準備段階より、国、佐賀県、佐賀市等の各関係機関で構成された管理保全協議会にも加わり、協議を進めてきたところであります。

今後の世界遺産の活用につきましても、九州佐賀国際空港や有明海沿岸道路等の利用者を含め、観光客の増加も見込まれることから、本市がこれから計画していくさまざまな事業におきましても、活用していくことが大切であると考えております。

続きまして、環境アセスメントについてでございますが、この制度は、環境影響評価法に基づき相当大規模な開発事業において、重大な環境影響を未然に防止し、持続可能な社会環境を構築していくためにつくられた制度であると理解しております。

現在、本市におきましては、この制度に該当する事業はございませんが、この制度に該当しない事業でありましても、市民生活や自然環境への影響については、事前に十分検討していくべきものであると考えております。

次に、大野島地区に設定をされているバッファゾーンについての御質問であります。これにつきましては、三重津海軍所の稼働当時の風景を彷彿させる景観の保全を目的として設けられた緩衝地帯のことであります。

大野島地区のバッファゾーン設定や現行法による保全方法等につきましては、佐賀県及び佐賀市等と本市の関係各課がそれぞれ協議を行いながら、さらには平成24年に、大野島地区において地元説明会等も開催されるなどして決定されたものであります。

本市におきましては、引き続き佐賀県側と連携をし、さらには地元の御協力もいただきながら、バッファゾーン内での景観を保全できるように努めなければならないと認識しております。

次に、事前説明の有無についてでございますが、三重津海軍所跡管理保全計画書では、「農振除外又は農地転用等の意向がある場合は、所有者等と事前の調整を行い、遺産の価値や周辺景観を損なわないよう景観の保全を誘導していく」と記載されております。しかしながら、今まで除外の相談あるいは農業委員会等の審議の際に、世界遺産に係るバッファゾーンの事前説明は行っていないとのことであります。

現在、バッファゾーンを法的強制力でもって守るような、例えば、市の景観条例等の規制はございませんが、ゾーン設定の趣旨と保全管理の方向性を所管課として十分認識せず、当事者あるいは関係機関に説明しないまま、除外案件を処理いたしましたことにつきましては大変遺憾であり、今後はしっかりと対応してまいります。

最後に、冒頭で申し上げましたように、三重津海軍所跡のバッファゾーン内における景観保全の重要性は認識しておりますし、今後も、佐賀市等の関係機関や地元地域との連携を図りながら、遺産の価値や周辺景観が損なわれないよう保全誘導に努めてまいります。

以上、答弁漏れ等ございましたら、自席よりお答えをいたします。

○議長（川野栄美子君）

15番。

○15番（永島 守君）

答弁ありがとうございました。今、市長から答弁いただきましたけれども、これは既に関係課は御存じかと思えますけれども、三重津海軍所跡管理保全計画というのが、これは数十ページにわたった、そういうものが地区の協議等々済まされ、しっかりと記載されているわけであります。

今、壇上で市長が申し上げられましたとおり、法的強制力はございません。それが互いの自治体の信頼関係によって結ばれているのは当然のことでありまして、なぜそれが何の異論もなく審議が済まされたのか、壇上で申し上げましたとおり、市長の答弁の中にもありました。そういう重要事項に当たる説明等一切がなされていないということによって、それは行政のそんなくださったかどうかわかりませんが、私は決して厳しい規制の緩和を否定するものでもございません。

以前に、私はこの本会議場におきまして、有明海沿岸道路、国の直轄事業によって移転を余儀なくされた地権者の方々、そういう方々のための救済措置として、行政は何ら手をかすこともなく、このような将来の子供たちの後世の大きな財産となるような、そういう重大事

項について何の異論もなく済まされるというのは、これは将来にわたり後世に大きな遺恨を残す、後悔をするような、そういう時代がやがて来るであろうというふうに思っております。

それでは、その辺の事情等について、これは農業委員会をお預かりする農業水産課長にお尋ね申し上げたいと思いますけれども、大筋でよろこびます。これまでの経過等について、お話しをいただきたいというふうに思います。

○議長（川野栄美子君）

柿添農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

御質問にお答えしたいと思います。

今回、大野島のバッファゾーン内での農振除外案件についての御質問だと思います。

これは、昨年10月の段階で、農振除外案件の申請を受け付けております。その他3件ございまして、計4件、その時期には農振除外の受け付けをしておりますけれども、その除外の中の1件が、今回の大野島のバッファゾーン内に入っておる案件であったということでございます。

また、それにつきましては、その4件全部含めまして除外申請の手続を経まして、5月8日付で除外を決定したという形になっております。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

15番。

○15番（永島 守君）

課長、すんなりと、すらすらとお答えいただきましたけれども、どの段階でこういう事情が発生したのか、その辺のところをお話ししていただかないとですね。きょうは時間たっぷりありますよ。どうしますか。

この管理保全計画書の中について、一々を——資料はありますけれども、それを申し述べますか。どういう形でこういう結果になったのかという、その辺のところをしっかりと御説明いただかないと、これは議場の皆さん方も、多分にして市長も十分に理解はしてなからうというふうに思います。課長、その辺のところ、しっかりと御説明願います。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

この事案につきましては、既存のコンクリート工場の移転に伴うものでございまして、移転先の場所は、特別養護老人ホーム大川荘から東側に約100メートルほどの場所に位置しております。県道沿いにある現在の資材置き場と、その西側に隣接している農用地を一体的に確保して工場を移転するという計画でございまして、その案件を含めてやっております。

バッファゾーンの件もございましたが、先ほど市長答弁のほうで申し上げましたように、バッファゾーンは4件の中の1件だけにかかわることでございますけれども、そのバッファゾーンの御説明を漏らしておったというふうな状況でございます。

○議長（川野栄美子君）

15番。

○15番（永島 守君）

説明いただきました。一番軽くおっしゃいましたけれども、不動産等にかかわる宅建業の説明等でも皆さんおわかりかと思えますけれども、相手にとって、周辺にとって一番重大なこと、いわゆる重要事項の説明を欠かすことというのは、これは行政とすれば大きな落ち度なんです。一番大切な重要事項の説明がなされていない。

皆さんが毎日、パソコンを使ってあります。これはコンピューターの中にも正しい資料を入れなければ、きちんとした答えは出てこないんですよ。資料も入れないまま協議をなされる、事前の何の知識もない方々がですね。

農業委員会のありようについては、以前から私も存じておりますけれども、そういうものについては全てが根回し等によってなされているわけでありますから、そういう重要事項の説明を行政がきちんとやらないことには、この方々もそういう知識まではないわけですね。実際わかりませんよ。そういうものがあるということを知ってされる方も当然いらっしゃるかもしれないけれども、今回の場合、どうだったかは私は知りません。

しかし、佐賀県佐賀市との信頼関係の中に、地元のコミュニティ協議会を中心として、そういう協議の中に、互いが信頼のもとになされた、いわゆる管理保全計画のもとになる約束事があるんですね。ですから、法的拘束力はないと、これをよしとされたら、そういう信頼関係の一切がなくなるわけでありますから、他県他市とどのような口先の約束をやってみても、これはいつでもほごにできる、そういう事例、前例をつくってしまったわけでありますから、これは行政として、佐賀にもしっかとおわびをまず申し上げる。

そしてまた、申し上げておきますけれども、私は7日の日に、この通告書を議長宛てに出したわけでありましてけれども、その後、急遽佐賀市の動きも慌ただしくなっていると私は感じております。そういうそんなく等と――きょうは集中審議が国によってもあっております。今、もりそば、かけそばというような部分で、総理も非常な窮地に立たされた、そういう状況の中にございます。

なおさらのこと、そういう隣県、いわゆる佐賀県と大川市の信頼関係というのは、今後、いろんな事業がございます。接する機会も大変多いと思います。まして大野島においては、この筑後川の三角州、東西に県境を引く、そういう非常に自然環境が厳しい、お互いにこれまで助け合いながら、農業用水等々についても、いろんないざこざもございましたけれども、協力し合った、そういう昔からの土地であります。

佐賀県とも十分おつき合いもしてきたわけでありましてけれども、筑後川を越えた方々にはなかなか理解は難しいところもあると思いますけれども、昔から佐賀県ですね、特に川副町等々については、深いおつき合いもあるわけでありましてから、ちょっとした申しわけございませんで済まされる問題でもないわけでありまして。そういう信頼を持って、行政間のやりとりは今後も続けていかななくてはならないというふうに私も思っております。

まず、どのような形で、その申請等について受け付けをなされたのか。以前はなかなか、あぜ一つ動かす、そういう小さな農振除外においても、この大川市においても、よその地区でも一緒かと思っておりますけれども、なかなか受け付けをしていただけない、そういう厳しいところがありました。

私は何度も申し上げますけれども、厳しいこの規制の緩和、これについては大いに結構だろうというふうに思います。お困りの方々ですね、特別問題がなければ、これは農振の除外をどんどん進んでやっていただきたいと思っておりますけれども、将来にわたる観光行政、地域のいろんな思いもあるでしょう。そういう中において、こういう信頼関係をなくすということは、これは大川市民にとっても、後世の子供たちにとっても、大きな影響ははかり知れない、そういうものがあるわけでありましてから、もう少し慎重に、全くさらさらっと気持ちがこもっていない、そういうことだから、こういう結果があるわけですから、ですから、これは言うならば、課長の認識不足ということですか。

まず、今回申請がなされた、どういう形か、私は現物を見ておりませんが、1,000坪超えるということになれば、当然として開発行為にこれは係るわけでありましてから、開発

についてどういうことが重要なこととなるのか、それについて都市計画課なりにお尋ねをする、お尋ねをすれば、当然としてそういうものも出てくるだろうというふうに思いますよ。その辺のことはなされたんですか。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

都市計画課との打ち合わせの御質問と思います。

今回の事案につきまして、都市計画のほうと事前に打ち合わせをしたことはございません。

○議長（川野栄美子君）

15番。

○15番（永島 守君）

都市計画とも打ち合わせ、お尋ねもしないという、日本の行政は縦割りでありますから、当然としてそういう情報の共有というのは、これは大川市のみならず、地方行政においては通常、横のつながり等もなかなかあるようでない、これは私も十分に理解いたしますけれども、私が何度も申し上げますとおり、こういう地域、まして世界遺産の対岸でありますから、過去一度も耳にされたことはなかったんですか。

普通、開発行為ともなれば、いろんな問題等について、自分のところで結局わからなければ、やっぱり横に尋ねる、問い合わせをする、そういう助けを求める、指導を受けるというようなことはありますけれども、私は、余りにもすらすらと答えられると、何か自分が言っているのが、そういう簡単なことかなというような誤解、ちょっとそういう思い込みもするわけでありましてけれども、この問題がどれほど重要なことかということをごらぬのか、ちょっとお話をお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

先ほどから申し上げますとおり、今回の農振除外の関係におきまして、事務手続におきまして、バッファゾーンということをご説明なり、あるいは保全計画に記載してありますとおり、強制力はないとしても、お話をする中で、何とか保全誘導ということでございますので、バッファゾーンのことをお考えいただいて、例えば、違う場所への計画の変更で

ございますとか、そういうふうなお話を一言事前に私のほうから申し上げておいたら、おっしゃるように情報がない中での当事者の御判断もあるかと思しますので、その判断の一つに入れていただければ、どうなったかはわかりませんが、それを御判断の提供ができなかったということにつきまして、深く反省をしておりますし、おわびも申し上げたいとおるところでございます。

○議長（川野栄美子君）

15番。

○15番（永島 守君）

この規制緩和ですね、何度も申し上げますけれども、本当に困っておられる方、先ほども申し上げましたけれども、国の直轄事業によって移転を余儀なくされた方々、この辺の方々について、私は少しの配慮があれば、これほどまでに申し上げませんが、そこについてはなかなかしていただかなかった、結果として手をつけていただかなかったですね。

そして、速やかに、ちょうど時を考えれば、昨年の提出時期というのが、福岡6区、東京10区のような大変な補欠選挙という時期ですね。そのときに、10月23日が投開票でありましたから、前の鳩山市長においては早期に議事を終えられて、そして、いよいよ選挙戦というような時期で、結局、いつの時期であったかというのは定かではありませんけれども、多分にして、そういう大変忙しい、いわゆる市長不在の時期ではなかったろうかなというふうに思っております。

そして、その時期に提出がなされ、また、急遽の補欠選挙でありましたから、現在の倉重市長、そういう事前の問題かれこれというのは引き継ぐ間もなく就任がなされた、そういう全く皆さん方が目の届かない時期において進められてきた事案でもありますけれども、これは互いに、市長交代というような時期でありましたから、皆さん方においても大変忙しい時期であつたらうというふうには思います。

しかし、それで済まされる問題では決してないわけでありまして、このバッファゾーンというのは当然御存じかと思えますけれども、いわゆる緩衝地帯ですね、わかりやすく言えば韓国、要するに朝鮮、北朝鮮ですね。韓国でありますけれども、板門店というのがありますね。非武装地帯、いわゆるグレーゾーンですね。そういう部分において何かあれば大きな問題になるんですね、このグレーゾーンというのは。

なければいいんですけれども、私も個人的にいろんな形で御批判をいただいた時期も確か

にございました。しかし、私は私なりにそれなりの考えを持って、最終的には皆さん方の御理解をいただいたことがほとんどでありますけれども、大儀に、大同についてやられる問題であればそうございませんけれども、人が知らぬ間にこういうところがどんどん進められるということは、これは決してあってはならないということで、私も地元のことでありますから、こうして、ネット中継でありますから、全国に伝えているわけであります。

そういうところを私は政治にかかわる者として、体を張ってやっておるんですよ。間違いがあれば、これは安倍晋三さんじゃないけれども、いつでも議会議場をやめますよ。そういう思いを持って私はやっておるんですよ。いろんな批判もございます。批判は批判として、行政は行政として、やるべきことはしっかりやっていただかないといけない。

ところで、今後のこの処理等について、どういうことをお考えであるのか、市長には最後に見解をいただきますけれども、関係課においてどういうことをお考えになっているのか、まずはお伺いしてみたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

農業水産課長。

○農業水産課長（柿添量之君）

今後のことでございますが、先ほども申しましたように、今回は、最初、農業振興地域の変更ですね、農振除外の手続が終わっております。その後、事業者様におかれましては、転用あるいは先ほどおっしゃったような開発行為等のレベルで進んでいくものと考えております。

私どもの責任といたしまして、当然——もう事後になっておりますけれども、バッファゾーンの御説明は、改めて私のほうから事業者様等にさせていただきたいと、もちろん、おわびを申し上げた上で説明させていただきたいと思っておりますし、また、今後それぞれ手続の中で、関係機関の方々に御説明する際にも、あわせてバッファゾーンのことも申し上げる中で、御判断とか、そういった推進をしていただけるような、まず、重要事項の御説明を理解していただけるような御説明に努めていきたいと考えております。

○議長（川野栄美子君）

15番。

○15番（永島 守君）

何度も申し上げますけれども、グレーゾーンであるこの緩衝地帯、要するにバッファゾー

ンというのは、ただただ限られた範囲の中だけではないんですね。いろんなものをお調べいただければ、これは1日、2日で終わらないぐらいの資料が入っております、ネットの中にもですね。私も何日もやっております。毎日、パソコンの前に1年通して、私、座っていますからですね。座らない日はない。だから、いろんな問題についても、一生懸命毎日やっております。

そういう中において、この目に入るもの、いろんな書物にも書いてありますけれども、その部分だけではないと、いわゆる訪れる人が目に入るところ、これもあわせて保全を、要するに、景観等のしっかりとした保全をやっていくのが、これが地域、要するに市区町村の責任であると。

それは、法的拘束力はないかもしれませんが。しかし、それは行政間の信頼でつながる、地域住民との信頼で、地域住民の利益を阻害することなく、環境をしっかりと守っていくと、保全をしていくというのが、佐賀でもつくられております管理保全計画というのにしっかりと福岡県大川市というのもうたわれております。その中に、これは法的拘束力というのはないに等しいかもしれませんが、それが常識の世界なんです。ですから、このことは今後もしっかりと注意していただいて、まずは問題案件について、どういうものが一番重要な説明をすべき問題であるのかというようなことを、しっかりとこれは記憶しておいていただきたい。

悪く言えば、このバッファゾーンにおける著しい環境の変化が見られたときには、この登録を外す、その可能性は大であると、外されるのは大であると、そういうふうにはちゃんと明記してありますよ。いろんなものを見てみてください、調べて。急激な環境の変化、言うならば景観の変化ですね。コアゾーンというのは、要するに登録された文化遺産そのものでありますから、その部分について著しい悪影響を与える、いわゆる遺産としての価値を低下させる行為においては、これはその登録さえも外される可能性が大であると。

ですから、結局、当然として、そういうようなことがわからぬままにやられていたということになれば、これはユネスコに出かけて変更を申し出ないかんわけですから、佐賀市にとっては大変迷惑な話ですよ。大川市においても、そういうことを隣接自治体にお願いするときも、来ることもかもしれません。ですから、互いの行政間の信頼というのは、お互いにしっかりと結んでいかなければ、行政間のやりとりはできません。

余計な話でありますけれども、大川市と大木町との合併協議もいたしてまいりましたけれ

ども、なかなか理解をいただけない、そういう部分もございました。柳川との合併協議も、協議までに至りませんでしたけれども、そういう努力も、いろんな方々の努力によってなされましたけれども、これもまた行政間の信頼であろうし、議会間の信頼でもあろうと、大きな問題は財政の事情でありましたけれどもですね。そういういろんな形での信頼関係が樹立できなければ、こういうことはできないわけでありますから、ぜひその辺のところはしっかりととめ置いていただいて、そして、将来の大川市民、私どもの子や孫の時代に決して不利益にならないような、悔いを残さないような、そういうことをしっかりとやっていかなければ、きのうも人口減の問題かれこれお話がございました。これにはなかなか歯どめをかけることはできません。だからこそ、大川市にできるだけ関心を持っていただく、そして、景観も壊さないように、大川市は観光資源ですね、生かせばあるかもしれませんけれども、非常に少ないところなんですね。ですから、大川市としての思い、構想もあるでしょう。それに決して害を与えないように、そういうことでやっていかなければならないというふうに思っております。

私はどのくらいからしたかな。（「35分です」と呼ぶ者あり）

しかし、余り長くやっても——この辺でちょっと、最後かどうかわかりませんが、市長に御見解をいただきたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

市長。

○市長（倉重良一君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、近隣の市町との連携というのは、これは非常に大事だろうと私は思っております。ライバルであると同時に、やはり、今、議員がおっしゃられましたように、例えば、佐賀では筑後川を共有しておるわけでもございまして、また、今週は佐賀空港から台湾に就航されると、そして、今、着々と有明海沿岸道路が進んできておりますので、近隣の市、特にこの筑後川を挟んで佐賀市との連携というのは非常に大事であって、そこに信頼関係はしっかりと構築をしていかねばならないし、また、それを壊すようなことがあってはならないというふうに強く思っております。

当該事案につきましては、私は、5月に入りましてから、直接佐賀市長からお話を聞き、そこで初めて具体的に事を知ったわけでありまして、また、中身につきましては、きょう御

質問の通告の折々に触れて、その事案についての経過等を知ってきたわけでございます。

とりわけ、山口佐賀県知事におかれましては、明治維新150周年ということで、今からことし、来年というふうに、三重津海軍所跡も含めて佐賀県で盛り上げていくと、ぜひ大川、柳川、この近隣も一緒になって、明治維新150周年をお祝いしてほしいということも直接言われておるわけでございます。

そういう中で、今、議員が御指摘のようなことが、この1年とはなりませんけれども、半年以上前からの事案であります、そういうことが発生してきております。

繰り返しになりますが、私的権限を制限するような法的な拘束力がないというわけではございますが、先ほど課長が答弁しましたように、当該事業者様には今からでも御説明と、そして御理解をいただけるようにお伝えしてまいらねばなりませんし、何より佐賀市側としてと連携をとってまいりたいと、このように思っております。

○議長（川野栄美子君）

15番。

○15番（永島 守君）

答弁いただきました。市長の見解の中に、ぜひ御了解、御理解をいただくような、要するに求めるような、そういうふうに佐賀市のそういう一部感じた部分もありますけれども、しかし、私は私なりにいろんな考えたことがございますし、そういう中において、これは大川市がどういうふうな形で結果を求められるのかわかりませんが、私なりに今後考え、そして、後々の行動も考えておりますし、こういうことがたびたびあってはならんし、軽く受け流されるということについては、これはいわゆる大川市の損失であり、後世への不利益なんですね。

後世に悔いを残さない、そういう部分については、これははかり知れないものがある。そしたら、後世について、次世代について、どれくらいの損益があるのかというような、こういう問題が続けば、これは将来に与える、後世に与える不利益というのは、本当に数字であらわせない、このことによってできなくなることもあるわけでありまして、その辺のところ、私は最後まで御意見を求めるつもりはありませんけれども、そういうところをしっかりと心置いていただきながら、今後の行政としての判断、しっかりと見届けさせていただきたいというふうに思っておりますので、とりあえずはこれ以上の論議をやっても、この場でのいい結論を得ることはできないかと思っておりますので、またこの件については、後日お話しさせ

ていただき、私も佐賀のほうにも出向いてまいりたいし、当然、市長、知事ともお会いしながら、そういうそんたくではございませんけれども、何かそういう動きがあるやに思えてならないという気がいたしますので、これは、私は私なりに出向いて結論を求めたいというふうに思っております。

大変早うございますけれども、これにて私の質問を終結させていただきたいと思っております。御清聴ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、休憩中、直ちに臨時議員協議会を開催いたしますので、お疲れのところではございますが、大会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、議案第46号 工事委託契約の締結について及び議案第47号 大川市監査委員の選任についてを議題といたします。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題としております議案第46号 工事委託契約の締結について及び議案第47号 大川市監査委員の選任については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、議案第46号 工事委託契約の締結についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告がありません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第46号 工事委託契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 大川市監査委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件は、池末秀夫君の一身上に関する件につき、地方自治法第117条の規定により、同君の退席を求めます。

〔池末秀夫議員退席〕

それでは、議案第47号 大川市監査委員の選任について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告がありません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第47号 大川市監査委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

除斥議員の入場を求めます。

〔池末秀夫議員入場〕

次に、議案第25号から議案第30号までの計6件を一括議題といたします。

これからただいま議題としております案件につきまして質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はありません。よって、次に進みます。

次に、議案を各委員会に付託いたします。

お手元に配付しております議案付託表のとおり付託をいたします。

次に、この際、お諮りいたします。あす6月17日から22日までの6日間は、議事の都合により本会議を休会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る6月23日午前9時30分から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

以上で本日の会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時19分 散会